

SHINWA NEWS

令和 8 年度税制改正（消費税）について

令和 8 年 9 月
(No. 40)

令和 8 年度税制改正では、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れの経過措置について、控除割合の見直しが行われ、今年の10月1日の課税仕入れから控除割合が70%に変更されます。

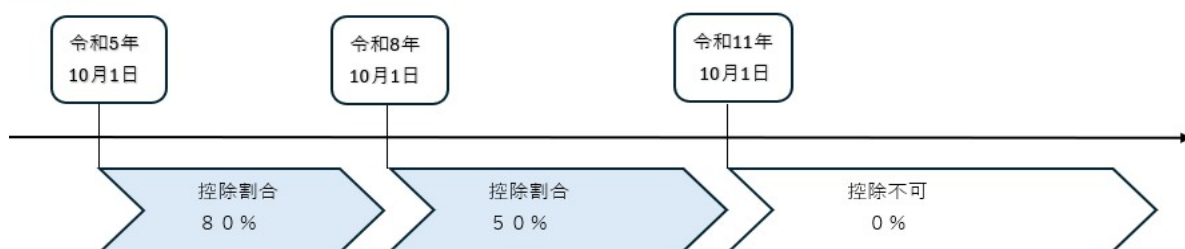
今回はその改正内容についてご紹介いたします。

〔 1 〕 免税事業者等からの仕入れに関する経過措置の見直し

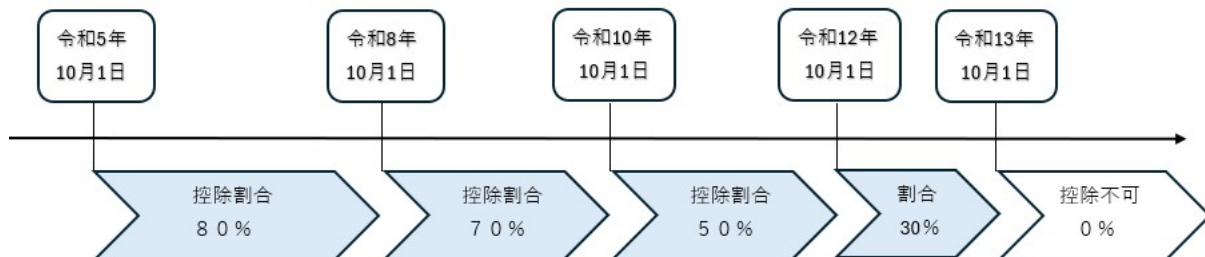
(1) 控除割合の見直し

改正前の内容では、免税事業者等からの課税仕入れについては、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%の控除割合とされてきました。令和8年税制改正により、その控除割合が70%、50%、30%と段階的に縮小されたうえで、適用期間が令和13年9月30日まで延長されます。

【改正前】



【改正後】



(2) 控除限度額の見直し

同一の免税事業者等からの課税仕入れについて、その額の合計額がその年又はその事業年度で1億円（改正前：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについては、本経過措置の適用を認めないこととされました。

なお、この制度は、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

〔 2 〕 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置

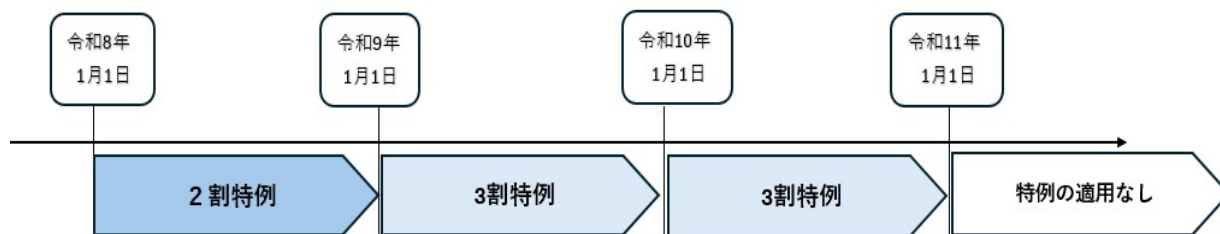
(1) 3割特例の創設

個人事業者であるインボイス発行事業者に限り、2割特例終了後の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、納付税額を売上に係る消費税の3割とする、3割特例が創設されました。

なお、3割特例は、2割特例と同様に、基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間など、インボイス制度に関係なく課税事業者となる場合は適用できません。

また、3割特例の適用を受ける場合には、その旨を確定申告書に付記することされます。

【個人事業主】



【法人】12月決算の場合

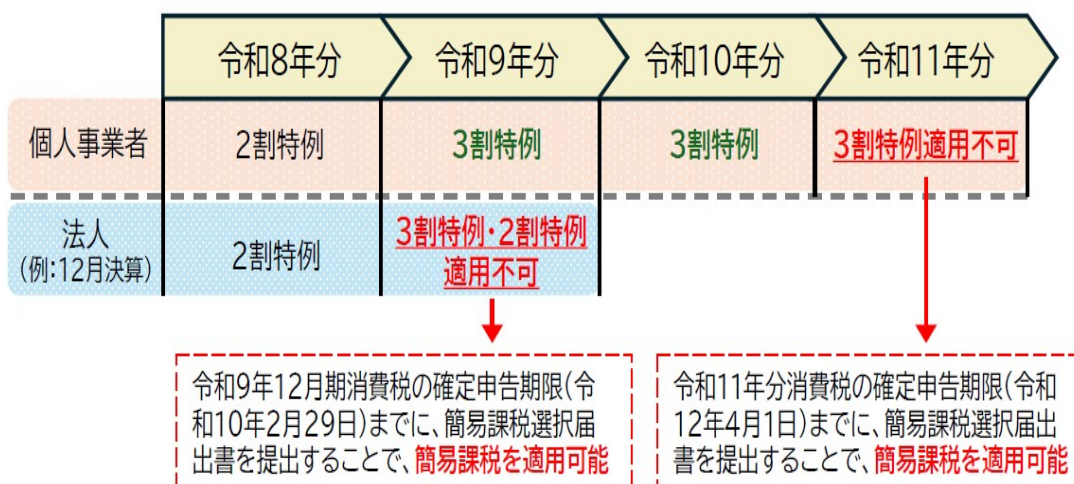


(2) 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し

簡易課税制度の適用を受ける場合は、原則として適用を受ける課税期間の開始の前日までに提出する必要があります。ただし、2割特例ではこの手続きが緩和されており、2割特例適用後、翌課税期間において簡易課税制度の適用を受ける場合には、届出書の提出期限をその翌課税期間中とする特例が設けられていました。

令和8年度税制改正では、2割特例又は3割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間において、簡易課税制度の適用を受ける場合の提出期限が、翌課税期間の【確定申告期限まで】に延長されます。

この改正は令和8年10月1日以後に終了する課税期間から適用されます。



(参照：国税庁)

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。